

水元公園における観光誘客支援事業補助金交付審査委員会設置要領

(設置)

第1条 水元公園における観光誘客支援事業補助金要綱第6条の規定に基づき、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 委員会は、水元公園における観光誘客支援事業補助金交付対象事業について審査するものとする。

(構成)

第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長は、産業観光部長の職にある者をもって充てる。

4 副委員長は、広報課長の職にある者をもって充てる。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げるもののうちから委員長が任命する。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 一般社団法人葛飾観光協会 | 1名 |
| (2) 水元自治町会連合会 | 1名 |
| (3) 葛飾区 | 5名以内 |

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事項についての審査が終了したときまでとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が召集する。

2 委員長は必要があると認めたときは、委員以外のものを会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外のものから資料の提供を求めることができる。

3 会議は公平、公正に運営するものとし、委員は自らの判断に基づき評価等を行う。

4 委員会の採決は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、葛飾区産業観光部観光課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付則

この要領は、令和8年7月21日から施行する。